

議会運営委員会会議録

(平成30年5月29日)

栄町議会

議 会 運 営 委 員 会

議 事 日 程

平成30年5月29日（火曜日）

午後1時30分開会

事 件 （1）平成30年第2回栄町議会定例会の付議事件について

1. 町長提出議案等	24件
人事案件	3件
条例の一部改正	7件
補正予算	4件
専決処分の承認	6件
報告	4件

（2）諸般の報告について

1. 現金出納の検査結果報告	3件
2. 陳情	1件
3. 議員派遣報告	1件

（3）一般質問について 通告者6名

（4）会期、議事日程、会議録署名議員の指名について

（5）その他、議会運営に関すること

出席委員（6名）

委員長 大澤 義和 君
委員 戸田 栄子 君
委員 大野 徹夫 君

副委員長 松島 一夫 君
委員 高萩 初枝 君
委員 橋本 浩 君

欠席委員（なし）

出席を求めた者

議長 大野 博 君

副議長 金島 秀夫 君

説明のため出席した者

総務課長 古川 正彦 君

出席議会事務局

事務局長 野平 薫 君

書記 藤江 直樹 君

◎ 開 会

○委員長（大澤義和君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

◎ 開 議

○委員長（大澤義和君） 本日は、平成30年第2回栄町議会定例会に伴う議会運営委員会です。委員の皆さま並びに議長、副議長、また、執行部からは古川総務課長のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ここで、会議に先立ちまして、大野議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（大野 博君） 皆さんこんにちは。今回は町長提出議案が24件、一般質問が6名、季節の変わり目ということで、皆さん、この議会も体調崩さないで運営していきましょう。よろしくをお願いいたします。

◎ 審 議

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。それでは、早速審議に入ります。

今定例会の招集日は、6月5日の火曜日です。現在まで確認しております付議事件は、町長提出議案等が24件、その内訳といたしまして、諮問を含めた人事案件3件、条例の一部改正が7件、補正予算4件、専決処分の承認が6件、報告が4件となっています。

また、一般質問通告は6名となっております。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

それではまず初めに町長提出議案等24件について、古川総務課長より説明をお願いいたします。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） それでは、私より、平成30年第2回栄町議会定例会への提出予定議案等につきましてご説明させていただきます。

まず、今、委員長からご報告ございましたように町からの提出予定議案等につきましては、諮問が1件、報告が4件、議案につきましては専決処分の承認が6件、人事案件が2件、条例の一部改正する条例が7件、平成30年度各会計の補正予算が4件の19件で、合計24件となります。それでは議案ごとにご説明させていただきます。

初めに、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、所管課は総務課でございます。内容でございますが、現委員の川嶋良子氏の任期が平成30年9月30日をもって満了することに伴い、同氏を後任委員の候補者として法務大臣に推薦すべく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。なお、任期といたしましては3年でございます。

続きまして議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、所管課は税務課で

ございます。内容でございますが、栄町税条例の一部を改正する条例を制定することについて、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

続きまして、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて、所管課は税務課でございます。内容でございますが、栄町都市計画税条例の一部を改正する条例を制定することについて、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

続きまして、議案第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて、所管課は福祉・子ども課でございます。内容でございますが、栄町重度心身障害者(児)の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を制定することについて、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

続きまして、議案第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて、所管課は住民課でございます。内容でございますが、栄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

続きまして、議案第5号、専決処分を報告し承認を求めることについて、所管課は総務課でございます。内容でございますが、訴えの提起に係る議決事項を変更することについて、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年5月1日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

続きまして、議案第6号、専決処分を報告し承認を求めることについて、所管課は財政課でございます。内容でございますが、町有地管理及び処分事業、こちらはふれあいプラザさかえ駐車場用地造成事業となります、こちらの工期が年度内に終わらない見込みがあるものとして、当該事業に係る繰越明許費を平成29年度栄町一般会計補正予算(第9号)に定めることについて、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年3月22日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めます。

ざいます。

続きまして、議案第7号、栄町固定資産評価審査委員会委員の選任について、所管課は総務課でございます。内容でございますが、現委員の廣瀬宗英氏の任期が平成30年6月30日をもって満了することに伴い、地方税法第423条第3項の規定により、同委員を再任すべく議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は4年でございます。

続きまして、議案第8号、栄町教育委員会委員の任命について、所管課は総務課でございます。内容でございますが、現委員の中島宣行氏の任期が平成30年6月19日をもって満了することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同委員を再任すべく議会の同意を求めるものでございます。なお、任期は4年でございます。

続きまして、議案第9号、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、所管課は総務課でございます。内容でございますが、一般職の職員の給与改定を踏まえ、特別職の期末手当の年間支給月数について、一般職の職員との均衡を図るため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第10号、職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、所管課は総務課でございます。内容でございますが、コスプレの館整備事業について、歳入として見込んでいた地方創生拠点整備交付金等が減額となったことの影響を考慮し、町長及び副町長の6月分の賞与について減額するものでございます。

続きまして、議案第11号、栄町税条例等の一部を改正する条例について、所管課は税務課でございます。内容でございますが、地方税法等の改正を踏まえ、個人住民税の基礎控除等の見直し、固定資産税の課税標準の特例措置、たばこ税の税率の引上げなど所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第12号、栄町都市計画税条例の一部を改正する条例について、所管課は税務課でございます。内容でございますが、地方税法等の改正を踏まえ、都市再生特別措置法に規定する立地誘導促進施設の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の新設その他所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第13号、栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、所管課は福祉・子ども課でございます。内容でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正され、代替保育及び食事の外部搬入に関する基準等が緩和されたことから、栄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例においても、同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第14号、栄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、所管課は福祉・子ども課でございます。内容でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、放課後支援員に関する基準の明確化及び緩和が行われたことから、栄町放課後児童健全育成事業の設備及び運

営に関する基準を定める条例においても、同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第15号、栄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、所管課は健康介護課でございます。内容でございますが、介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正され、看護小規模多機能型居宅介護を行う事業者の指定を受けるための資格要件の拡大、訪問介護に従事することができる者の明確化、その他所要の改正が行なわれたことから、栄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例においても、同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第16号から議案第19号につきましては、平成30年度における4会計の補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するものでございます。所管課は財政課でございます。

なお、誠に申し訳ございませんが、補正予算案につきましては現在調製中でございますので、本日ににつきましては、概要についてのご説明とさせていただきます。

議案第16号、平成30年度栄町一般会計補正予算（第1号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約1億3,700万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、議案第17号、平成30年度栄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約80万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、議案第18号、平成30年度栄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約60万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、議案第19号、平成30年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ約300万円増額する予定で調整をしております。

続きまして、報告第1号、継続費繰越計算書について、所管課は財政課でございます。内容でございますが、平成29年度栄町矢口工業団地特別会計補正予算（第1号）第2条により定めた継続費について翌年度に繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第2号、繰越明許費繰越計算書について、所管課は財政課でございます。内容でございますが、平成29年度栄町一般会計補正予算（第8号）第2条により定めた繰越明許費について翌年度に繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第3号、繰越明許費繰越計算書について、所管課は財政課でございます。

内容でございますが、平成29年度栄町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）第2条により定めた繰越明許費について翌年度に繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。

続きまして、報告第4号、事故繰越し繰越計算書について、所管課は財政課でございます。内容でございますが、平成29年度栄町一般会計予算において、事故により年度内に支出を終わらなかった経費の金額について翌年度に繰越いたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、その旨を議会に報告するものでございます。

以上、町からの提案予定議案は以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。町長提出議案の説明が終わりましたが、何か質疑等あればお願いたします。

[「なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） それでは質疑はないようですので、ここでお諮りいたしますが、諮問第1号並びに議案第7号から議案第8号は人事案件ですので、先例により初日の5日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」という声あり]

○委員長（大澤義和君） ご異議ないようですので、諮問第1号並びに議案第7号から議案第8号は、初日の5日、提案理由の説明のあと、質疑・討論・採決まで行うことに決定いたしました。

続きまして、諸般の報告について事務局長より説明願います。野平事務局長。

○事務局長（野平 薫君） 諸般の報告でございますが、まず、監査委員から現金出納の検査結果報告書として、平成30年3月期分から5月期分までの3件について、いずれの月においても特段の指摘がありませんので、議長からその旨のご報告をお願いいたします。

次に、陳情が1件あがっております。「種子法廃止に伴う万全の対策をもとめる陳情」で、食糧・農業と国民の健康を守る千葉県連絡会、農民運動千葉県連合会より提出されましたので、その写しを配付させていただきます。

次に、議員派遣報告ですが、平成30年2月27日からの議員派遣報告につきましては、議会事務局内の告知板へ掲示してございますので、配布は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありました諸般の報告については、説明のとおりといたします。

続きまして、一般質問について事務局長より説明をお願いいたします。野平事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、一般質問の通告につきましては、お手元に一般質問質

疑通告一覧を配布させていただいておりますが、6名の議員から出ております。通告順に申し上げますと、岡本議員、高萩議員、早川議員、大野信正議員、戸田議員、松島議員となっております。質問の内容につきましては、通告書のとおりであります。

以上でございます。

○委員長（大澤義和君） 一般質問については、事務局長の説明のとおりといたします。

続きまして、会期、議事日程、会議録署名議員の指名について、事務局長より説明をお願いいたします。野平事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、はじめに、お手元に配布してございます会期予定をご覧いただきたいと思っております。いつものとおり案はつけてございませんが、現時点では案ということでご理解いただきたいと思っております。また、議事日程についても同様とさせていただきます。

初めに、会期といたしましては、6月5日火曜日、10時に招集されまして、翌週、15日金曜日までの11日間となります。会議の内容としましては、初日5日は午前10時から町長提出議案の提案理由の説明となります。なお、先程決定いたしました人事案件につきましては、採決までお願いしたいと思っております。その後、6月6日から議案調査のため休会に入りまして、週明け一般質問を14日木曜日に4名、そして、最終日15日金曜日に午前10時から一般質問2名を行いまして、その後、議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で組ませていただきました。

続きまして、議事日程でございますが、ただいまの会期予定に準じた日程といたしまして、第1号から第3号までを作成しております。まず、初日、5日の第1号をご覧いただきたいと思っております。日程的には、先程申し上げました町長提出議案の提案理由の説明になります。なお、先程ありました諮問第1号と議案第7号、議案第8号までの人事案件につきましては、採決までお願いいたします。次に、14日の第2号につきましては、一般質問の日程となります。そして最終日、15日の第3号は一般質問2名と町長提出議案の質疑・討論・採決、以上のような内容で日程を組ませていただきました。

次に、会議録署名議員につきましては、8番議員、松島議員、9番議員、藤村議員をお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がありましたが、会議録署名議員については、説明のとおりといたします。

次に、会期、議事日程については、ただいまの説明のとおりにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

○委員長（大澤義和君） それでは、ご異議ございませんので、会期、議事日程は説明のとおり決定いたしました。

続きまして、その他ですが何かございますか。初めに、事務局長何かございますか。野平事務局長。

○事務局長（野平 薫君） それでは、その他ということで、2点ほどございますが、このあと開催されます全員協議会のほうで、再度ご説明させていただきたいと思います。

まず、1点目でございますが、クールビズについてでございます。5月1日から10月31日までの間、男性職員については会議や出張などネクタイ着用が必要な場合を除きましてノーネクタイとさせていただきます。議会も執行部と同様に本会議において、クールビズの服装ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

次に2点目ですが、今回、6月定例議会ですので、議会と執行部による慣例の懇親会がございます。最終日15日の金曜日、午後5時30分から金田屋にて行いますので、ご参加のほうよろしくお願ひしたいと思います。

なお、この後行われます全員協議会の執行部からの案件ですが、8件、議事が出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（大澤義和君） ただいま事務局長より説明がございました2点につきましては、このあと開催されます全員協議会において、再度説明があるそうですので、何かご質問等ありましたら、協議会の席でお願いします。

ほかにございますか。古川総務課長。

○総務課長（古川正彦君） それでは、たいへん恐縮ですが、ちょっと時間を拝借いたしまして町から今後、議案に対する個人情報の取扱いにつきましてお願ひがございましたので、ご説明をさせていただきます。

お手元のほうに配布させていただきました、「報道等に提供される議案に記載される個人情報の取扱いについて」をご参照いただきたいと思います。

今回につきましては、車両事故等に関する損害賠償の額を定めて和解に関する議案を、専決処分を含めまして町から提案させていただくケースがございます。この場合ですけれども、今までは、議案書には当然、議案審議に必要なため個人のかた、相手方の氏名及び住所、生年月日は記載させていただきまして、また、読み上げてきましたけれども、今後の取扱いといたしまして、議案のほうには通常どおり相手方の氏名、住所、生年月日は記載させていただきます。ただ、個人情報に類する部分については議案書の読上げを、個人の名称等を省かせていただいで、議案書に記載のとおりというような形で読み上げさせていただければというふうに思っております。ただ、これはお願ひとなりますけれども、今後、このような形で議案書の取扱いについてご了解いただければ、議会のほうから報道、あるいは傍聴人に提供、貸出しされている議案及び今後、会議録に添付する議案につきましては、その個人情報に関する部分を黒塗り等で消していただいで、非公開という形でお願ひできればということでございます。

なお、参考までにですけれども、印旛郡市の状況を確認させていただきましたところ、四街道市においては議案、外部提供文書それぞれいままでの栄町と同様、全て記載されておりますけれども、他の市町におきましては議案についての記載は、成田市、白井市、酒々井町は行っておりません。その他の市町については行っております。ただ、外部提供用の資料となりますと、四街道市を除く全ての市町で記載していない、あるいは黒塗り又は市内在住の男性、女性、そこまでの記載でとどめているというような回答をいただいております。これらを踏まえまして今後、当町といたしましても議案書には議案の審議上、相手方を皆さんにご周知いただく必要もございますので、それは現状どおり記載させていただきますけれども、外部への提供文書につきましてはそちら個人情報の部分の削除あるいは塗りつぶしをお願いしたいということでございます。

私からは以上です。

○委員長（大澤義和君） ありがとうございます。以上、何かほかにありますか。

〔「なし」という声あり〕

◎ 閉 会

○委員長（大澤義和君） それでは、ないようですので、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

午後 1 時 5 4 分 閉会

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成 3 0 年 6 月 1 4 日

議会運営委員会委員長 大澤 義和